

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

令和7年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。 予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種対象者の把握に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム標準準拠版、Reams宛名管理システム標準準拠版、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種データ管理ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項10、93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二号）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条、第67条2 番号法第19条第16号（ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（115の2の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（115の2の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二号）（平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二主務省令における情報提供の根拠） 別表第二省令（第59条の2） （※別表第二の115の2の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） 別表第二省令（第59条の2） （※別表第二の115の2の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 健康づくり課 健康推進係
②所属長の役職名	民生部 健康づくり課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	岩内町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定し、また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけるなどの対策を講じている。 ●標準準拠システムへの移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化して追記できない状態にし、作業終了後は、不正な利用を防止するために確実に消去または物理的破壊を行う。 ●ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行う。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととする。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしないよう制御を講じる。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I ー 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二号)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	事後	
令和3年9月1日	II ー 1. 対象人数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II ー 2. 取扱者数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年12月13日	I ー 3. 法令上の根拠	番号法第19条第15号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和5年11月15日	I ー 1. 事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または随時の予防接種を行う。 予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種対象者の把握に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑥ 予防接種の実施、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または随時の予防接種を行う。 予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種対象者の把握に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑥ 予防接種の実施、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑦ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	事後	
令和5年11月15日	II ー 1. 対象人数 計数時点	令和3年8月1日 時点	令和4年7月20日 時点	事後	
令和5年11月15日	II ー 2. 取扱者数 計数時点	令和3年8月1日 時点	令和4年7月20日 時点	事後	
令和7年11月14日	I ー 1 事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または随時の予防接種を行う。 予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種対象者の把握に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑥ 予防接種の実施、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑦ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、対象者に定期または随時の予防接種を行う。 予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 予防接種対象者の把握に関する事務 ② 予防接種の実施に関する事務 ③ 予防接種による健康被害救済に関する事務 ④ 予防接種被接種者の記録及び保存に関する事務 ⑤ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和7年11月14日	I ー 1. ③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム標準準拠版、Reams宛名管理システム標準準拠版、中間サーバー	事後	
令和7年11月14日	I ー 5. ①部署	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係	民生部 健康づくり課 健康推進係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	I－5. ②所属長の役職名	健康福祉部 健康づくり課長	民生部 健康づくり課長	事後	
令和7年11月14日	I－7. 請求先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎・情報管理係	事後	
令和7年11月14日	I－8. 連絡先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎・情報管理係	事後	
令和7年11月14日	II－1. 対象人数 計数時点	令和4年7月20日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	II－2. 取扱者数 計数時点	令和4年7月20日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	[○]委託しない	[] [十分である]	事後	
令和7年11月14日	IV リスク対策 8～11	9～11 (なし)	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の変更・追加記載	事後	